

勝浦市道路占用料徴収条例（昭和31年勝浦市条例第78号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
○勝浦市道路占用料徴収条例 第1条～第7条（略） 附則（略） 別表（第2条関係）				○勝浦市道路占用料徴収条例 第1条～第7条（略） 附則（略） 別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
道路法 （昭和27 年法律第 180号。以 下「法」 という。） 第32条第 1項第1号 に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>770</u> 円	道路法 （昭和27 年法律第 180号。以 下「法」 という。） 第32条第 1項第1号 に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>660</u> 円
	第2種電柱		<u>1,100</u> 円	第2種電柱	<u>1,000</u> 円		
	第3種電柱		<u>1,600</u> 円	第3種電柱	<u>1,300</u> 円		
	第1種電話柱		<u>690</u> 円	第1種電話柱	<u>590</u> 円		
	第2種電話柱		<u>1,100</u> 円	第2種電話柱	<u>950</u> 円		
	第3種電話柱		<u>1,500</u> 円	第3種電話柱	<u>1,300</u> 円		
	その他の柱類	<u>69</u> 円	その他の柱類	<u>59</u> 円			
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき1年	<u>6</u> 円	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき1年	<u>5</u> 円	
地下に設ける電線そ の他の線類	<u>4</u> 円		地下に設ける電線そ の他の線類	<u>3</u> 円			

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>670</u> 円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>410</u> 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300</u> 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>580</u> 円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>700</u> 円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300</u> 円
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>29</u> 円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>41</u> 円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>62</u> 円

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>580</u> 円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>350</u> 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,100</u> 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>500</u> 円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>750</u> 円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u> 円
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>25</u> 円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>35</u> 円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>53</u> 円

				外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>82</u> 円
				外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>120</u> 円
				外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>160</u> 円
				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>290</u> 円
				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>410</u> 円
				外径が1メートル以上のもの		<u>820</u> 円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	自動運行補助施設	法第2条第2地下に設ける	占有面積1平方メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年	<u>1,300</u> 円 <u>4</u> 円

				外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>71</u> 円
				外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>100</u> 円
				外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140</u> 円
				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>250</u> 円
				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>350</u> 円
				外径が1メートル以上のもの		<u>710</u> 円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	自動運行補助施設	法第2条第2地下に設ける	占有面積1平方メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年	<u>1,100</u> 円 <u>3</u> 円

		項第5	もの		
		号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			
		その他のもの	上空に設けるもの		
			地下		
				1本につき1年	13円
				1本につき1年	1,100円
				1年	690円
					410円

		項第5	もの		
		号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			
		その他のもの	上空に設けるもの		
			地下		
				1本につき1年	11円
				1本につき1年	950円
				1年	590円
					350円

		に設けるもの		
		削除		削除
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪除けその他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>1,300</u> 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>350</u> 円
	地下に設ける通路			<u>210</u> 円
	その他のもの			<u>1,300</u> 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		自1円至7円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		<u>70</u> 円
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>70</u> 円

		に設けるもの		
		<u>その他のもの</u>		<u>1,100</u> 円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪除けその他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>1,100</u> 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>370</u> 円
	地下に設ける通路			<u>220</u> 円
	その他のもの			<u>1,100</u> 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		自1円至7円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		<u>75</u> 円
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>75</u> 円

令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>700</u> 円
	標識		1本につき1年	<u>1,100</u> 円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	自1円 至7円
		その他のもの	1本につき1月	<u>70</u> 円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	自1円 至7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>70</u> 円

令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>750</u> 円
	標識		1本につき1年	<u>950</u> 円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	自1円 至7円
		その他のもの	1本につき1月	<u>75</u> 円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	自1円 至7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>75</u> 円

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>700</u> 円
		その他のもの		<u>350</u> 円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300</u> 円
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに100分の <u>3.1</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>70</u> 円
その他			市長が定める額	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>750</u> 円
		その他のもの		<u>370</u> 円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u> 円	
政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに100分の <u>3.3</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>75</u> 円	
その他		市長が定める額		